

「保証委託申込書」の記載要領、添付資料及び提出方法

(独立行政法人福祉医療機構福祉貸付資金)

1 保証委託申込書の記載にあたっては、次の事項に留意してください。

- (1) 「保証を委託する金額」欄は、機構からの借入申込金額と同額です。
- (2) 「独立行政法人福祉医療機構に借入申込みを行う資金の用途等」には、
 - ① 「貸付対象施設の施設種類及び名称」欄は、機構からの借入れにより整備する施設の施設種類と当該施設の名称（複数の施設整備をする場合は、すべてを記入してください。例えば、特別養護老人ホーム「〇〇荘」、保育所「〇〇園」等）。
 - ② 「借入期間」欄は、機構借入金の償還期間を記入してください。
 - ③ 「現在、機構の既往借入がある場合、その債務についてセンターの債務保証制度を利用していますか」欄は、貴法人が、現在、センターの債務保証制度を利用している場合は、「いる」に○印を付し、債務保証制度を利用していない場合は、「いない」に○印を付してください。
- (3) 「保証委託者」欄には、申込法人の住所（フリガナ）、法人名（フリガナ）及び代表者の氏名を記入し、法人の実印を押印してください（機構への借入申込書と同一であること）。なお、創設法人の場合で、認可を受けていないときは、法人設立認可申請書の住所、法人名称及び設立代表者の氏名を記入し、代表者の実印を押印してください。

2 保証委託申込みにおける必要な資料について

センター債務保証申込みに際し必要とする書類があるときは、機構の福祉貸付資金借入申込書を提出時に添付した書類及びその他センターが提出を求める書類を機構または直接申込者から求めるものとします。

(提出方法)

- 1 保証委託申込書は、機構の借入申込書と一緒に機構へ提出してください。
- 2 保証委託申込書等の関係書類が機構経由でセンターに送付されます。
- 3 機構の借入審査と並行して、保証審査の諾否を機構あてに通知します。

財団法人 社会福祉振興・試験センター 保証部

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOS ビル5F

TEL 03-3486-7511 FAX 03-3486-7514

<http://www.sssc.or.jp>

保証委託申込書

平成 年 月 日

財団法人社会福祉振興・試験センター 御中

当法人は、独立行政法人福祉医療機構から資金を借入れするにあたり、別紙記載の債務保証委託契約約款を承認し、貴センターに債務保証の委託を申し込みます。

約 諾 事 項

- この申込みに基づく保証委託契約は、当法人が貴センターの定めるところにより保証料を支払い、当法人が独立行政法人福祉医療機構から貸付を受けたときに、債務保証委託契約約款の内容により成立するものとします。
- この申込書は、保証料領収書と一体となって、当法人が貴センターとの間の保証委託契約を証する書面となることを承認いたします。

保証を委託する金額	千円	(機構の貸付金額がこれと異なるときは) その額とします。
独立行政法人福祉医療機構に借入申込みを行う資金の用途等	貸付対象施設の施設種類及び名称	
	借 入 期 間	年
	現在、機構の既往借入がある場合、その債務についてセンターの債務保証制度を利用していますか	いる ・ いない

保 証 委 託 者	住 所	(フリガナ) 〒
	法 人 名 称 (代表者氏名)	(フリガナ) <div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">実印</div>

(注) この申込書及び関係書類に記載の個人情報は、財団法人社会福祉振興・試験センターが、債務保証事業のためのみに使用いたします。

債務保証委託契約約款

第1条 財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「センター」といいます。）は、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」といいます。）との間に締結されている債務保証基本約定書の定めるところにより保証委託者が機構から社会福祉事業施設の設置等に係る資金を借受け負担する債務又は既に借受け負担している債務及びこれらに付帯する債務を保証します。

第2条 保証委託者は、センターが指定するところにより、保証料（保証料率 1,000 分の 6.5）を支払わなければならないこととします。

2 センターは、保証委託者が機構から借受けた債務の額と保証申込額が相違したときは、その差額に相当する額の保証料を返戻します。

3 センターは、保証委託者が償還期間の満了前に機構に債務を完済又は債務の一部を繰上償還したときは、センターの定めるところにより相応の額の保証料を返戻します。

4 センターは、前2項に定める場合及び違算による過収の場合を除き、保証料は返戻しないこととします。

第3条 センターは、保証委託者が保証料を支払い、かつ、機構から貸付けを受けたとき又は保証人変更契約が締結されたときをもって、債務保証を受託したこととします。

第4条 保証委託者は、センターが直接又は機構を経由して、業務、財産の状況及び書類・帳簿の閲覧並びに債務の履行状況若しくは抵当物件の管理状況を調査し又は報告を求めたときは、異議を申し立てないものとします。

第5条 保証委託者は、次の事項が生じたときは直接又は機構を経由して直ちにセンターに報告することとします。

一 名称又は所在地を変更したとき

二 破産若しくは民事再生手続の申し立てを受け又は合併若しくは解散の手続きを開始しようとするとき

三 設置、経営する社会福祉事業を休止又は廃止しようとするとき又は社会福祉事業を経営することについて停止を命ぜられ若しくは許可を取り消されたとき

四 債務を完済したとき

第6条 センターは、機構に対する債務の履行を遅滞し、貸付金の回収が担保物件の処分による以外には困難と判断された保証委託者又は機構以外の者から担保物件に対して競売の申立を受けたことによって機構から繰上償還の請求を受けた保証委託者について、機構から保証債務の履行を求められたときは、保証委託者に通知、催告することなく弁済できることとします。

2 センターは、前項の履行遅滞が大規模の地震等天災地変に基づくものであるときは、保証債務を履行しないことができます。

3 保証委託者は、センターが機構に代位する権利の行使にあたっては機構との間に締結した契約のほか、この約款が適用されることを承認することとします。

第7条 センターは、保証債務を履行したときは、その履行額に相当する求償権及び機構が有する担保権を取得し、保証委託者に求償債務の履行を請求します。

2 保証委託者は、センターが求償権を行使するときは、民法第 461 条に基づく抗弁権を主張しないこととします。

第8条 センターは、求償権を行使した保証委託者が弁済しないときは、機構から取得した担保物件を処分します。

第9条 保証委託者は、センターが保証債務を履行したときは、その額及びこれに保証債務の履行日の翌日から完済までの期間の日数に応じ、年（365 日当たり）14.5 パーセントの割合を乗じて得た損害金並びに求償権の保全、行使に要した費用その他の避けることのできなかつた費用を、センターに支払います。

第10条 保証委託者は、センターから請求されたときは直ちに公証人に委嘱して、この約款に基づく債務の承認及び強制執行の認諾ある旨を記載した公正証書の作成に必要な手続きをとります。

第11条 この約款に関する訴訟、調停及び和解については、センターの所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。